平成２５年（フ）第２６５号
静岡県沼津市青野56番地の１　メゾン興国207号
債務者　庄司　昌子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
岡山県井原市井原町2705―３、住民票上の住所岡山県倉敷市北畝１丁目21番25号
債務者　吉村かおり（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
岡山県倉敷市亀島１丁目16番３号
債務者　福井　　勇
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８０３号
札幌市豊平区月寒東５条14丁目12番１―101号
債務者　戸子台眞美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９５号
札幌市西区西野９条５丁目６番12号　セントラル95Ａ棟10号
債務者　中谷　義和
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９６号
札幌市西区西野９条５丁目６番12号　セントラル95Ａ棟10号
債務者　中谷　啓子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６７号
札幌市東区北19条東12丁目５番11号
債務者　見上　　潤
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６８号
札幌市東区北19条東12丁目５番11号
債務者　見上美和子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８５号
北海道江別市東野幌町14番地の13　ロアール東野幌Ｉ102号室
債務者　山口　　翔
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０５号
北海道千歳市大和４丁目１番15―Ｂ―504号道営住宅Ｂ棟
債務者　長尾　　進
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２０５号
札幌市北区篠路10条２丁目４番17号
債務者　菅野　邦彦
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１０号
札幌市手稲区前田13条10丁目18番５号　カマラード前田101号
債務者　織田　裕昭
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１２号
札幌市中央区南４条西16丁目１番25―401号
債務者　今藤　　修
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４３号
札幌市北区新琴似８条１丁目２番30号　コーポ菊崎102号
債務者　佐藤　義信
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２５０号
札幌市清田区北野４条５丁目１番２号
債務者　吉田三貴男こと　張　三貴男
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６５号
札幌市豊平区中の島１条２丁目１番20号　第５双葉マンション10号
債務者　小林絵里子（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０１号
札幌市東区北33条東16丁目１番16号　ラポールＮ33―202号
債務者　池田　千尋
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部